

短期入所（ショートステイ）桜の園 利用案内

☆ 短期入所とは？

在宅で生活している精神に障害をお持ちの方が、一時的に在宅での生活が難しくなった場合、1ヶ月のうち原則として7日間以内に限り入所することができます。また、市町村がやむを得ないと認めた場合、必要最低限の範囲で延長することも可能です。

☆ 利用するためには？

お住まいの市町村等の障がい福祉課（係）へ出向き、障害支援区分の認定を受けて、「障害福祉サービス受給者証」を作成してください。

☆ 利用料は？

障害支援区分に応じたサービス費（1割負担）をいただきます。ただし、自己負担の利用上限額が定められている場合、上限額が優先されます。また、食事代は別途となり1食400円で提供をしております。

☆ 居室は？

個室、1室を提供しております。（枕、ベッド、バスルーム、鍵付き机、ゴミ箱、テレビ等完備）寝具は持ち込み、もしくはレンタル（寝具代1日200円）となります。

☆ その他

- ◇ 持ち物 印鑑、福祉サービス受給者証、着替えの衣類、洗面用具、処方薬など。
- ◇ 入浴 居室の浴室をご利用ください。また、週2日ほど大浴場も使用できます。
- ◇ 門限 防犯上施錠をするので、門限は午後9時です。
- ◇ 健康保持 体調が優れないときには、スタッフまで相談ください。
- ◇ 禁止事項 利用期間中、施設内においては禁酒です。
喫煙については、施設内の所定の場所以外は禁煙です。
金銭、物品等の貸し借りは禁止です。
居室内での火気の使用（炊事、喫煙など）は禁止です。
他の入居者や施設に迷惑となる行為（喧嘩、口論、泥酔、暴力、セクハラなど）はやめましょう。
施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害することはやめましょう。
生き物の持ち込みは禁止です。

※ 見学はいつでも可能です。桜の園までお問い合わせください。